

【陳情項目】—★印が懇談の重点項目です—

【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

回 答 (長寿課)

第7期計画を策定するにあたり、まずは必要となるサービス利用量の推計など所定の作業を進めてまいります。その上で保険料の算定となりますので、基金の取崩しについて、現時点で具体的なものはございません。

保険料については、国が示す基本的な考え方にに基づき、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定となるよう段階・保険料率を検討してまいります。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回 答 (長寿課)

保険料の減免については、所得水準に応じた低所得者の負担軽減に配慮したものとしているため、市独自の減免は考えておりません。

利用料は、高額介護サービス費の支給等により所得水準に応じて軽減されているため、市独自の減免は考えておりません。

なお、生計中心者の収入減少における減免については、条例及び規則にて要件区分に応じた減免額や減免対象期間を定めております。

(2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

回 答 (長寿課)

要介護認定の相談窓口は、新規申請の受付を正規職員が行い、場合によっては市役所福祉部門や地域包括支援センター等と連携し対応しております。また、保健師等の専門職が事務職を適時サポートしております。

- ②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

回 答（長寿課）

「基本チェックリスト」による振り分けは行っておりません。

自ら総合事業のみを希望する方にはチェックリストを受けていただきますが、それ以外の方につきましては、従来どおりの要介護認定申請を原則とし、認定調査を実施するとともに、必要に応じて地域包括支援センターと連携して対応しております。

(3)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回 答（長寿課）

愛知県による特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果では、本市の要介護3以上の待機者は、平成29年4月時点で21名でした。

本市は、待機者及び待機者数を人口で除した割合が県内でも少ない状況にあるため、入所施設を整備する考えは、今のところございません。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

回 答（長寿課）

市では、施設に対して、愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づき入所の可否についての意見書を提出しております。

(4)総合事業について

- ★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

回 答（長寿課）

総合事業の各種サービスは、65歳以上の全ての方を対象としており、現行相当サービスの利用に期間の定めはございません。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

回 答 (長寿課)

総合事業の実施にあたっては、サービスの提供に必要な事業費の確保に努めます。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回 答 (長寿課)

地域の集会所等で開催されているボランティアによる「ミニデイサービス」に対し、実施団体の活動支援のため補助金を交付しております。

認知症カフェは、現在3か所あり、2か所は市が委託して行っております。今後状況によっては、拡充を検討してまいります。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回 答 (長寿課)

住宅改修費と福祉用具購入費では実施しております。高額介護サービス費は償還払いとしております。

★(6) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回 答 (長寿課)

控除の対象となるかどうかは、国（税務署）の判断となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回 答 (長寿課)

平成28年度分から「障害者控除対象者認定書」を、基準日時点で要件を満たしている方全てに、自動的に個別送付するよういたしました。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

回 答 (保険医療課)

条例等減免分については一般会計から繰り入れをしており、今後の減免制度の拡充については、財源の確保も含め、より効果的な施策を今後も研究していきたいと思っております。なお、税制改正により、低所得者の方に対する軽減制度の拡充が行われております。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回 答 (保険医療課)

国民健康保険制度では、加入者の年齢等を考慮せず、一律に均等割の負担を求めており、これに反する不均一な課税は困難であると考えます。また、減免制度については、災害に遭われた方、病気や失業など担税力が著しく低下する事情がある場合の救済措置としてとらえており、年齢などの要件に基づく減免の導入については考えておりません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回 答 (保険医療課)

資格証明書は、法令により交付が義務付けられていますので、法令に従い、適切に交付しますが、交付の際には納付できない特別の事情(災害、事業の休廃業、失業等)の有無や納付相談の状況、所得・資産の状況などを勘案して交付するようにしております。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

回 答 (保険医療課)

法令に従い、生活実態に配慮し適正に実施しております。

短期保険証は、滞納されている方との面談の機会を増やし、滞納解消に向けた納付を促すために交付しています。

2017 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

面談において、本人から事情をよく聞き、収納担当部署と調整した上で、分納が毎月履行されており、滞納額の減少が確実に見込まれる場合は、通常の保険証に切り替える場合もあります。また、短期保険証を発行する場合は、有効期限が6か月のものを交付しております。

また、資格証明書は、法令により交付が義務付けられていますので、法令に従い適切に交付しますが、交付の際には、納付できない特別の事情（災害・事業の休廃業、失業等）の有無や納付相談の状況、所得・資産の状況などを勘案して交付するようにしております。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回 答（保険医療課）

現在は、事業の休廃業、失業等により世帯の生活が著しく困難になった世帯で、生活保護基準額の1.3～1.4倍の世帯については「猶予」、1.15～1.3倍の世帯については「5割または10割の減額」、1.15倍以下の世帯については「免除」する規定（減額、免除の場合は、預貯金による制限あり）となっております。減免の対象を、生活保護基準の1.4倍以下のすべての世帯に拡充することは、その財源を他の被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、現時点においては考えておりません。

制度の周知については、納税通知書の同封パンフレット、ホームページ、市の広報誌への掲載、啓発チラシの医師会や関係医療機関への配布、短期保険証の対象者へ同封等を行っております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回 答（収納課）

滞納処分を実施する際は、禁止財産を差し押さえることのないようによく確認を行い、適切な運用を図っております。

納税相談を通じて個々の納税者の状況に応じた対応に努めるとともに、地方税法第15条を始めとした法令等の適用については、的確に実施しております。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回 答（福祉課）

生活保護の相談については、丁寧な対応を心掛け相談者の申請権の侵害がないよう行っております。申請にあたっては、生活状況や扶養親族の状況、就労に関することも確認しつつ、相談者の申請意思を確認したうえで申請書をお渡ししております。

また、国の基準に基づき適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い早期の支給に努めております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

回 答（福祉課）

本市は、社会福祉法第16条の規定に基づく所員の定数を満たす人員を配置しております。加えて、別に雇用した就労支援員及び医療適正化推進員各1名を含む体制で対応をしております。また、研修には積極的に参加し知識向上に努めております。なお、平成29年度より正規職員1名が増員され、他業務を兼務しない専任のケースワーカーを設けることができ、ケースワーカーの負担軽減が図られております。

③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

回 答（福祉課）

資産調査については、資産申告書の提出に併せ、内容を確認する資料がないときなどに適宜実施しております。また、調査にあたっては、本人から同意書を徴することで人権の侵害とならないよう努めております。

④通院の移送費（通院費）は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

回 答（福祉課）

通院の移送費については、まず、通院にあたって電車やバス、タクシー等の利用が必要であるかを患者の状況等を総合的に勘案した上で給付しております。

次に、利用が認められるものであれば、費用については、生活保護法による医療扶助運営要領に基づき、経済的かつ合理的な方法及び経路により算定される最小限度の実費を給付しております。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回 答 (保険医療課)

本市の医療費助成制度は、全国的に見ても高い水準にある愛知県内にあっても、県内平均以上の内容を維持しています。

限られた予算の中で事業を行っておりますので、今後制度を維持するためには、事業の取捨選択は必要になってくる場合があると思います。福祉医療制度が重要であることは十分承知しておりますので、今後も福祉医療制度を維持するために、引き続き検討していきたいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

回 答 (保険医療課)

子ども医療費助成の拡充については、これまでも多くのご要望があり、最近では本市の子育て支援施策の一つとして、平成23年度からは小学校3年生までを中学校3年生までに現物給付での医療費無料制度を拡大いたしました。

対象を拡大したことにより、子ども医療の医療費助成額は大幅に増加しつつあるため、これ以上の負担増となる制度改正は、現時点では本市の財政状況から非常に難しい現状でございます。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

回 答 (保険医療課)

本市においては、精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証(精神通院)を所持している方を対象として入通院を、精神障害者保健福祉手帳1・2級のみを所持している方を対象として入院を精神以外の病気等においても市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等を行うことは困難であると考えております。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

回 答 (福祉課)

愛知県が実施した「愛知子ども調査」では、圏域別の貧困率に大きな差はないと報告があり、市で同様の調査を実施することは予定しておりません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

回 答 (こども課)

ひとり親家庭等に対する自立支援計画は策定しておりませんが、自立支援給付金事業(教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金)は平成19年度から、日常生活支援事業は平成16年度から実施しており、今後も継続した支援を行ってまいります。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

回 答 (教育行政課)

児童扶養手当の所得制限限度額を参考に、1.25倍の基準を設定しており、現時点において見直しは考えておりません。

また、市広報、ホームページを通じ、年度途中でも申請できることの周知を行っております。

入学準備金の支給は、今年度中に平成30年4月入学予定者に対し入学準備金を支給できるよう事務を進めてまいります。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回 答 (福祉課)

平成28年度より生活困窮者世帯の中学生を対象として、「居場所づくり」を含めた学習支援・修学支援・進学支援を実施する子どもの学習支援事業を実施しております。

また、市内で「無料塾」と「こども食堂」を実施しているNPOが1法人、「こども食堂」を実施している団体が1団体あり、ともに事業の周知について支援しております。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

回 答 (学校給食センター)

学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設や設備に要する経費等は、公費で負担し、食材費相当分は、学校給食を食べている児童又は生徒の保護者が負担するとされています。このことから、給食費のうち食材費相当分は、保護者に負担をお願いしております。

また、本市の財政状況からも給食費を無償にすることは難しいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

なお、生活困窮者等には就学援助の制度により給食費の全額補助を行っております。

(3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

回 答 (保育課)

現在、市内保育園15園のうち公設公営保育園8園で保育を実施しています。

認定子ども園については、現時点における実施園はありませんが、地域型保育事業については、市の定める設置基準に従って、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないように努めてまいります。

保育の定員拡充については、平成27年度に策定した「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」に従って進めておりますが、現在の計画には認可保育所増設の予定はございません。

(4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

回 答 (保育課)

国は、保育士の処遇改善のために、公定価格における加算率の引き上げを行っております。保育施設が職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、公定価格の改定に適切に対応してまいります。

また、民間保育所に対しては、人件費等に対して市単独の補助事業を行っております。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

回 答（福祉課）

昨年度から現在までに宿泊型自立訓練施設が1か所、通所施設が6か所開設され、年々社会資源は充実してきていると考えています。今後も、障害者地域自立連携会議等で「暮らしの場」の確保についても検討してまいります。

また、障害福祉サービスの支給決定については、必要に応じて個別支援会議を開催し、地域生活支援事業等の他サービスも視野に入れた上で、個々の実態に応じた量を支給しております。

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

回 答（福祉課）

移動支援の通学・通所に関する送迎については、主たる介護者が就労又は疾病による場合等若しくは母子・父子家庭である場合は利用可能となっております。また、施設入所者の余暇利用については、施設側の支援範囲等を確認のうえ、必要に応じ支給しております。診療等での待ち時間については、対象者の心身の状態等を踏まえ支援の必要性について協議のうえ支給しております。

- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

回 答（福祉課）

福祉サービスにつきましては、利用するサービスと所得に応じた負担上限月額範囲内において、サービス量に応じた自己負担を利用者のかたにお願いしております。また、食費や光熱水費の実費負担につきましては、低所得のかたへの軽減策が講じられております。

本市の財政状況を考えますと、全てのかたの利用者負担・実費負担を無償にすることは難しいと考えております。

- ★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

1)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

回答（福祉課）

個別支援会議等により、介護保険への移行が妥当だと判断される場合は、介護保険への利用申請をすすめております。なお、障がいがあることにより介護保険での支給量が不足する場合は、介護保険での支給量の2分の1までを障害福祉サービスで支給するほか、介護保険サービスにない障害福祉独自のサービスについては、引き続き利用することができるようにしております。

2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

回答（福祉課）

個別支援会議等により、介護保険への移行が妥当だと判断される場合は、介護保険への利用申請をすすめております。また、要介護認定が非該当になった場合は、障害福祉サービスでの支給を継続するとともに、モニタリングを実施しながら、ご本人の状態等を把握してまいります。

⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

回答（福祉課）

現行の制度において、入院中のヘルパー利用は難しいと考えます。今後、国や県の動向に注視しながら検討してまいります。

また、通院ヘルパーについては、必要に応じて地域生活支援事業にある移動支援（通院等介助）で利用することができます。

⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答（福祉課）

安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な処置を講じるよう、平成29年6月30日付けで全国市長会から国に要望しております。

また、国の報酬改定等に基づいて適切に対応してまいります。

2017愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回 答（福祉課）

障害福祉サービスに係るホームヘルパーは、介護に関する知識はもとより、障害特性を踏まえた支援方法が求められるため、人材確保や社会的地位の向上等について地域自立支援協議会（居宅部会）において協議しております。また、報酬単価については、国や県の動向を確認しながら、見極めてまいります。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

回 答（健康課）

平成25年度以降、H i b、小児用肺炎球菌、HPV、水痘、高齢者用肺炎球菌、B型肝炎が順次、予防接種法に基づく定期予防接種に追加されています。また、定期予防接種で実施しております高齢者インフルエンザワクチンの対象には、満60歳以上65歳未満の心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動に極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（身体障害者手帳1級相当）は含まれております。

上記のとおり、公費負担による定期の予防接種が年々増加してきており、厳しい財政状況下で全ての障害者や子どもに対する任意予防接種の費用補助は難しいと考えておりますが、抵抗力の弱い乳児を対象としたロタウイルスワクチンの接種費用の一部助成については検討していきたいと考えております。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回 答（健康課）

本市では、平成23年9月から自己負担額5,000円で高齢者肺炎球菌ワクチン接種の任意接種の助成を始め、平成26年10月に定期接種化された後は、定期接種者、任意接種者ともに自己負担額2,500円で実施できるようになっております。

現在、県内自治体の自己負担額は2,000円から5,000円となっており、本市の自己負担額は妥当であると考えております。

また、今後、更に高齢化が進む中、定期接種及び任意接種の対象者の増加が見込ま

2017愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

れるため、厳しい財政状況下での一部負担金無料化及び2回目の接種を任意予防接種事業の対象にすることは難しいと考えております。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

回 答 (保険医療課)

平成29年6月7日開催の第87回全国市長会議において、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図ることなどを提言として取りまとめ、国に要請を行っております。

②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

回 答 (保険医療課)

マクロ経済スライドは、賃金や物価による年金額の伸びから、現役世代が減少していくことと平均余命が伸びていくことを考えて計算されたスライド調整率を差し引いて年金額を改定する仕組みです。年金制度の長期的な安定、また、今の高齢者世代、将来の世代のバランスをとり、将来世代の年金の受け取りを確保していくためにつくられたものであり、これを廃止することを国に要望する考えはございません。

また、全額国庫負担による制度の実現は、巨額の税財源が必要になると予測されることから、これを国に要望する考えはございません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

回 答 (長寿課)

現時点において、意見書・要望書の提出予定はございませんが、軽度者への給付の見直しや介護従事者の処遇改善等に関して、国における議論の推移を見守りながら、必要な場合には、機会を捉えて意見・要望をしていきたいと考えております。

2017愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

回 答 (保険医療課)

子ども医療費については、全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう、平成29年6月30日付けで全国市長会から国に要請しております。また、子どもの医療費助成制度等地方単独事業に対する国庫負担金等の減額措置を廃止することについても、平成29年6月30日付けで全国市長会から国に要請しております。

⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

回 答 (福祉課)

社会資源の拡充について、グループホームの整備等の障害者福祉サービスの基盤整備のため社会福祉施設等施設整備費補助金について十分な財政措置を講じること、及び、福祉人材の確保について、事業者の参入を促すとともに安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め必要な措置を講じることについて、平成29年6月30日付けで全国市長会から国に要望しております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

回 答 (保険医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。これ以上の拡大の要望は行っていく考えはございません。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

回 答 (保険医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。現在はこれ以上の拡大の要望は行っていく考えはございません。

しかし、本市においては、平成20年4月から市単独で精神障害者に対する医療の助成を加えました。精神障害者保健福祉手帳1、2級と自立支援医療受給者証(精神通院)所持者であれば、通院は、精神科においては自立支援医療を使用した後の自己負担分を、他の診療科においては、自己負担分の全額を助成しております。入院は、

2017愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

同じ手帳所持者であれば、精神科の自己負担分を全額補助しており、他の診療科の入院分も全額助成しております。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

回 答（保険医療課）

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。これ以上の拡大の要望は行っていく考えはございません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

回 答（保険医療課）

機会をとらえ、補助金等の増額、拡充を要望していきたいと思っております。